

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月6日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
豊田中学校 受水槽バルブ交換について
- 2 履行場所
横浜市戸塚区下倉田町950番地
横浜市立豊田中学校
- 3 契約日
令和8年2月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
385,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市泉区緑園2丁目39-96
株式会社 嵐設備
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
受水槽のバルブが損傷し、受水槽室外の受水槽排水管から大量の漏水が発生した。断水や、漏れた水による教室等への影響を避けるため早急な対応が必要であり、緊急契約による作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
緊急性を要するため、即時対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立豊田中学校